

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月16日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長

小平田 浩司

### 1. 業務概要

- (1) 業務名：平成28年度 公共事業労務費調査(その2) 業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容： 本業務は、九州地方整備局管内(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)において、公共事業労務費調査を実施し、今後の工事の積算に用いる設計労務単価決定の基礎資料とするものである。
  - ・本調査 1 式
- (3) 履行期間： 契約締結日の翌日～平成29年2月28日
- (4) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (5) 本業務は、予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から九州地方整備局が品質確保の基準となる価格を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (6) 本業務は、入札前に業務実施方針等に関する提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、(4)及び(5)(予定価格が500万円以上)に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (7) 本業務は、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式1の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

1) 提出先：6.(1)に同じ。

2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分～17時00分まで。

- (8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

## 2. 競争参加資格

### (1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 27・28 年度土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

#### ①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社などをいう。以下同じ。）である場合は除く。

イ) 親会社と子会社の関係にある場合

ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ) については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (2) 設計共同体

2. (1) に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 28 年 6 月 16 日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

また、設計共同体を構成する者とこの入札に参加しようとする他の者の間に 2. (1)

5) ①、②又は③に該当する関係がないこと。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により競争参加資格確認申請書を提出する場合は、申請書の提出期限（別表 1 ①に示す日時）までは競争参加資格確認申請書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の競争参加資格確認申請書の再提出は認めない。

### 3. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

#### (1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、九州地方整備局管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

#### (2) 業務実績に関する要件

平成18年度以降公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

- ・同種業務：公共事業労務費調査を行った業務
- ・類似業務：建設関連分野の統計に関する調査を行った業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等(注1)、特別地方公共団体(注2)、地方公社等(注3)、公益法人(注4)が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする

競争参加資格確認申請書の提出者が設計共同体的場合は、代表者が上記の同種又は類似業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成18年度以降公告日までに実施した業務の実績(国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等(注1)、特別地方公共団体(注2)、地方公社等(注3)、公益法人(注4)が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない。)を有さなければならない。なお、業務の実績については、下記2)を満たすものとする。

(注1)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示すものに加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

(注2)「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

(注3)「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

(注4)「公益法人」とは、次のものをいう。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

- 2) 実績として挙げた業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号及び平成23年3月28日付け国官技第360号)に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体的場合も、代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績におい

て、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

- 3) 平成26年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 配置予定管理技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格確認を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

配置予定管理技術者については下記の①、③、④に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であることとする。

①下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[3]RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[4]土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

②下記のいずれかの実績を有する者。

平成18年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

・同種業務：公共事業労務費調査を行った業務

・類似業務：建設関連分野の統計に関する調査を行った業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注1～4は、3.

（2）1）を参照）

また、実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

③ 公告日現在の手持ち業務量（本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。ただし、公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、

九州地方整備局競争契約入札心得（平成24年3月30日付け国九整達第9号）第6条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件の業務量未満（公告日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で2億円、件数で5件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

- ④ 平成24年度以降公告日までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のテクリス平均業務評定点が60点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

(4) 競争参加資格確認申請書に関する要件

競争参加資格確認申請書が以下に該当しないこと。

- ① 競争参加資格確認申請書の内容が殆ど記載されておらず内容が判断できない場合。
- ② 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容である場合。
- ③ 実施方針を求める項目に矛盾があり、整合性が図れていない場合。

(5) ヒアリング内容に関する要件

ヒアリング内容が以下に該当しないこと。

- ① 技術者自身の業務実績について説明できないなど自ら主体的に携わったことが認められない場合。
- ② 本業務の目的、内容又は実施方針の内容を理解していない場合。
- ③ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切な場合。

(6) 競争参加資格確認通知の日は別表1②に示す日。

4. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

3) 本業務は、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するため以下の対策を行うものとする。

①業務実施報告書の提出

なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

4) 本業務が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合において、下記対策の対象となる。

1) 業務評定点が70点未満は、企業及び管理技術者の実績として認めない。

5) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、③については本業務の予定価格が500万円以上の場合に評価項目とする。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①配置予定管理技術者の経験及び能力

②実施方針等

③実施方針等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

なお、③実施方針等の履行確実性を評価項目とする場合は、技術評価の得点合計及び技術提案評価点の算出は以下のとおりとする。

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②及び③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

5) 詳細は、入札説明書による。

## 5. 品質確保基準価格

(1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から九州地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「4（1）落札者の決定方法 2）」と同様の調査及び「4（1）落札者の決定方法 3）」と同一の品質確保対策を行うものである。

(2) 「4（1）落札者の決定方法 2）及び3）」に記載されている「予決令第85条に基づく調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。

(3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

## 6. 入札手続等

### (1) 担当部局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第二合同庁舎）

九州地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

電話 092-471-6331（代）（内線2527）

FAX 092-476-3459

### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。

交付期間は別表1③に示す日時。

但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに上記6.（1）の担当部局に連絡すること。

### (3) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲

競争参加資格確認申請書を提出する時において、上記2.（1）2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。また、上記2.（2）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その者が認定されるためには、参加資格確認通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、別表1⑥に示す日とする。

### (4) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：別表1①に示す日時

2) 提出場所：上記6.（1）に同じ

3) 提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- 1) 入札書の締切日時 別表1④に示す日時
  - 2) 入札書の提出方法
    - ①電子入札対応の場合 電子入札システムにより提出すること。
    - ②紙入札方式による場合 持参すること。
  - 3) 提出場所 6. (1)に同じ。
  - 4) 開札の日時及び場所 開札は、別表1⑤に示すとおり。

## 7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除。
  - 2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格に必要な要件を満たさない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6. (1)に同じ。
- (7) 本業務の予定価格が500万円以上の場合は、技術提案書（履行現実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 詳細は入札説明書による。

別表1

①	競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期限日	平成28年6月27日17時00分まで
②	競争参加資格確認通知の日	平成28年7月13日を予定する。
③	説明書の交付期間	平成28年6月16日～平成28年7月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。
④	入札書の締切日時	平成28年7月29日 17時00分
⑤	開札の日時及び場所	開札は、平成28年8月1日11時00分 九州地方整備局にて行う。
⑥	「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の7における申請期限	平成28年7月25日



競争参加者の資格に関する公示

平成28年度 公共事業労務費調査（その2）業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年6月16日

九州地方整備局長 小平田 浩司

1 業務概要

(1) 業務名 平成28年度 公共事業労務費調査（その2）業務

(2) 業務内容 本業務は、九州地方整備局管内（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）において、公共事業労務費調査を実施し、今後の工事の積算に用いる設計労務単価決定の基礎資料とするものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・本調査 1 式

(3) 履行期限 平成29年2月28日

2 申請の時期

- ① 平成28年6月16日から平成28年6月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、平成28年7月25日まで申請の提出を受け付ける。また、平成28年6月27日までに競争参加資格確認申請書の提出を行うこと。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の入札説明書と併せて交付する。

申請書は、当該業務の入札説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成28年6月16日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）6.（2）を参照すること。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に〇〇・〇〇設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局総務部契約課調査係 電話 092-471-6331（内線 2521, 2522）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 平成26年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇・〇〇設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇・〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇・〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇・〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。

またこの場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る競争参加資格確認申請書の提出期限までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、2②による場合は、開札日までには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

#### 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

#### 7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

#### 8 その他

設計共同体の名称は、「平成28年度 公共事業労務費調査（その2）業務 ○○・○○設計共同体」とする。